

子育て世帯を応援する

とばっ子カードを

ご利用ください

平成18年8月に「とばっ子カード事業」がスタートして3年が経過し、10月17日現在で753世帯にカードを交付しました。

今回は、もっと多くのかたにカードを利用していたくために、申請の方法や協賛店舗についてお知らせします。

健康福祉課子育て支援室 ☎1184

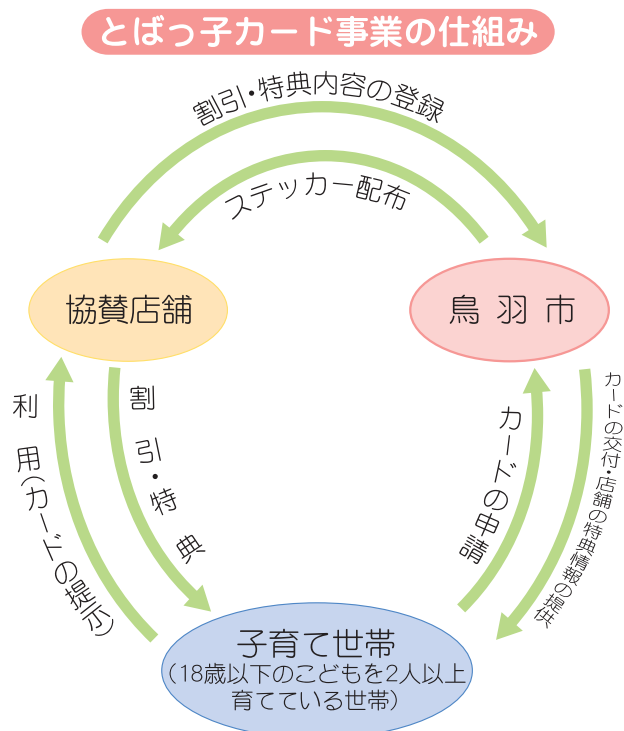
とばっ子カードとは？

市が発行する「とばっ子カード」を取得された子育て世帯のかたが、市内の協賛店舗を利用する際にカードを提示すると、商品の割引やプレゼントなどお店側が独自に設けたサービスを受けることができます。

できます。

申請により市指定のごみ袋の手数料の一部免除や、鳥羽中央公園水泳プール、市立図書館の利用についても特典があります。

「とばっ子カード」の協賛店舗（10月17日現在91店舗）は、次ページの一覧表のとおりです。



このステッカーが目印です

申請方法は？

いろいろなサービスが受けられますので、どんどん利用してください。

「とばっ子カード交付申請書」に必要事項を記入・押印の上、健康福祉課子育て支援室または各連絡所窓口へ提出してください。申請書は、市ホームページ（アドレスは最終ページに掲載）からもダウンロードできます。

● **交付対象**
18歳以下の子どもが2人以上いる世帯

● **カードの有効期限**
カードの交付を受けた日から平成22年3月31日まで（平成22年4月1日以降も該当している世帯には、新しいカードが交付されます）

◆ ◆ ◆
くわしくは、健康福祉課子育て支援室へ。

協賛店舗を募集しています

市では、とばっ子カードに協賛していただける店舗などの事業者を募集しています。

協賛していただける事業者のかたには、「協賛店ステッカー」を店頭に掲示していただき、とばっ子カード利用者に対し、割引やプレゼントなどのサービスを提供していただきます。

また、協賛店舗にはご厚意で協力していただくため、店舗名やサービスの内容などについて、広報とばや市ホームページなどに掲載し、支援していただいていることをPRしていきます。

▼協賛申込方法

「協賛申込書」に必要事項を記入、押印の上、健康福祉課子育て支援室または各連絡所窓口へ提出してください。申込書は、市ホームページ（アドレスは最終ページに掲載）からもダウンロードできます。

また、現在協賛していただいている事業者のかたでも、店舗などの情報内容に変更がある場合は「協賛申込書」に変更後の事項を記入の上、提出してください。